

令和5年度第10回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年12月20日

場所 十和田市役所別館4階会議室

令和5年度第10回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和5年12月20日(水) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和5年12月20日(水) 午後2時30分

4. 出席農業委員(19名)

1番	脊戸潤子君	2番	沢井清治君
3番	小笠原松寿君	4番	沢目勝弘君
5番	米田拓実君	6番	中野雄一郎君
7番	芋田一弘君	8番	立崎和寿君
9番	山田利昭君	10番	稲田優憲君
11番	奥山博君	12番	小田正喜君
13番	外山康仁君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	16番	杉山秀明君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	箕輪展忠君		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

十和田湖地区	白山雄治郎君	十和田湖地区	中屋敷光男君
三本木地区	米内山義治君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	古谷朝直君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	田中稔君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	小笠原一成君	東部地区	山端潤一君
藤坂地区	市崎貴之君		

7. 会議に付した案件

- 報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第38号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第39号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第40号 非農地判断を行った農地について
- 議案第59号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第60号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第61号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第62号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第63号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

11番 奥山博君 12番 小田正喜君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	櫻田修一郎	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	村中健大	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	東浩治	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈		

10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議 長（箕輪展忠君）出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年12月6日に告示招集いたしました。令和5年度第10回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。11番 奥山 博 委員、12番 小田 正喜 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に報告第37号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）資料の1ページをお願いいたします。報告第37号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は2ページから6ページです。農地法によるものが、合計24件55筆147,889平方メートルです。今後の意向については、17番から19番、21番、24番、25番、29番、32番、33番、39番、40番が別人と貸借、20番、26番、27番、30番、34番、36番、37番は今後については未定、22番、23番、28番、31番、38番は別人と売買予定、35番は受け手はそのまま機構に切り替えとなっております。なお、21番、23番、28番、31番、38番は農地法第3条の議案として、22番は基盤法の議案として今回提出されています。次に7ページから9ページをお願いします。農地中間管理事業によるものが、合計9件24筆74,326平方メートルです。

今後の意向は、16番は農地として管理、17番、18番、20番から24番が機構と解約し受け手の変更、19番が別人へ贈与となっております。なお、今回協力金の返還対象となるものはございません。また、19番は農地法第3条の議案として提出されています。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第37号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第38号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）10ページをお願いします。報告第38号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は11ページから16ページです。今回は、合計23件113筆200、206平方メートルです。取得事由は、86番が持分放棄、それ以外は全て相続によるものです。81番からは、あっせん希望が出されています。また、取得した権利の種類については、全て所有権の取得となっています。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理等となっています。なお、現況が宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思えます。ここで、持分放棄についてご説明いたします。持分放棄とは、共有地について共有者が持つ自分の持分を放棄することです。これが行われますと、その持分は他の共有者に帰属することになります。86番の案件は、他の共有者が放棄した持分を、議案にある方が取得したことが届けられたものです。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第38号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第39号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）17ページをお願いいたします。報告第39号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。18ページです。今回の照会は、合計3件6筆377.90平方メートルです。現地調査は令和5年12月7日に実施し、法務局への回答は12月

8日に行っております。22番は、スーパーシティアサヒ十和田店から道路を挟んで南側の地点です。照会地は、昭和54年建築の住宅の庭及び昭和59年建築の物置の敷地になっています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。23番は、十和田中学校から南西に約300メートルの地点です。照会地は、昭和55年建築の住宅の敷地になっています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。24番は、パワーズU十和田店から東に約400メートルの地点です。照会地の4筆の土地は、長年公衆用道路になっています。農地としての利用は困難であり、税務課税台帳においても現況地目が公衆用道路あることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第39号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第40号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）19ページをお願いします。報告第40号、非農地判断を行った農地について。「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は20ページです。合計3筆4,711平方メートルで、現地調査は12月7日に行っております。3筆いずれも原野化又は山林化していたため、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第40号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、竹浦班長、小笠原委員、力石委員の3名です。令和5年12月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時10分

(_____ 委員 退席)

再開 午後2時10分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第59号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）21ページをお願いします。議案第59号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、22ページから25ページまでとなっております。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。14番 竹浦 寿広 委員をお願いします。

報告委員（竹浦寿広君）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転12件、賃借権の設定4件の合計16件です。所有権の移転は、22ページ80番から24ページ89番までが売買によるもの、90番が知人へ、91番が親戚へそれぞれ贈与するものです。賃借権の設定は、労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、全ての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時13分

（ _____委員 着席 ）

再開 午後2時13分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第60号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）26ページをお願いします。議案第60号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、27ページから28ページです。今回は、合計6件17筆46,847平方メートルです。以上です。

議長（箕輪展忠君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、十和田湖地区 中屋敷 光男 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（中屋敷光男君）21番、24番、25番の調整内容を報告します。21番は11月8日午前10時、24番は11月22日午後1時30分、25番は同日午後2時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）中屋敷推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、深持地区 古谷 朝直 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（古谷朝直君）22番の調整内容を報告します。11月22日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意

したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）古谷推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、藤坂地区 市崎 貴之 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（市崎貴之君）23番の調整内容を報告します。11月22日午前11時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）市崎推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に、東部地区 山端 潤一 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（山端潤一君）26番の調整内容を報告します。11月22日午後3時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）山端推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）ただいま、各委員の皆様からご報告いただきました調整の結果、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、いずれの案件についても要件全て適であると判断されております。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は要請すること

に決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時19分

（ _____ 委員、 _____ 委員、 _____ 委員、 _____
_____ 委員 退席 ）

再開 午後2時19分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第61号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）29ページをお願いします。議案第61号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定は、30ページから31ページです。今回は、合計3件15筆16,622平方メートルです。3件とも新規の権利設定で、期間は全て10年です。使用貸借による権利の設定は、32ページです。今回は、合計2件4筆14,607平方メートルです。2件とも新規の権利設定で、期間は5年です。今回、協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 2 1 分

（ _____ 委員、 _____ 委員、 _____ 委員、 _____
_____ 委員 着席 ）

再開 午後 2 時 2 2 分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第 6 2 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）33 ページをお願いします。議案第 6 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。34 ページです。合計 1 件 1 筆 2, 792 平方メートルです。5 番の土地は、西小学校から東に約 550 メートルの地点です。申請地に隣接する資材置場等が手狭になってきていることから、資材置場及び物置を建築するものです。第 1 種農地に該当しますが、集落に接続しており、不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。7 番 力石 堅太郎 委員 お願いいたします。

報告委員（力石堅太郎君）農地法第 4 条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は合計 1 件です。12 月 7 日午前 9 時に調査員 3 名で現地調査を行い、午後 1 時 45 分に市役所別館 4 階会議室 1 で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）力石委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第63号を上程いたします。事務局から提案理由を説明いたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）35ページをお願いします。議案第63号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は36ページです。今回は、合計4件12筆16,172平方メートルです。45番の転用事由は、農地を賃貸借し、重車両置場を整備するものです。場所は、一本木沢温泉から西に約550メートルの地点です。農地区分は、その他の2種農地に該当します。46番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場を整備するものです。場所は、申請番号45番の土地から道路を挟んで北側の地点です。農地区分は、その他の2種農地に該当します。47番の転用事由は、農地を売買で取得し、倉庫建築及び資材置場を整備するものです。場所は、一本木沢温泉から北に約1.4キロメートルの地点です。開発行為の対象となります。農地区分は、第1種農地ですが、当該施設が農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当するため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。48番の転用事由は、農地を売買で取得し、資材置場を整備するものです。場所は、申請番号47番の土地の道路を挟んで北側の土地です。農地区分は、47番と同様、第1種農地ですが、当該施設が農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当するため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。なお、47番、48番の不許可の例外に該当する農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設についてですが、お手元にA4判1枚の用紙で参考資料を添付しております。これはその施設を作るにあたって、新たに雇用されることになる者に占める農業従事者の割合が、概ね3割以上であれば不許可の例外に該当すると判断されるものです。判断材料として地元自治体との雇用協定が必要となりますが、令和2年度に十和田市と転用事業者との雇用協定を締結しており、2名を新規で採用し、そのうち1名を農業従事者から採用するとしておりますので、要件を満たしているものと判断いたします。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。3番 小笠原 松寿 委員お願いいたします。

報告委員（小笠原松寿君）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請

は合計4件です。12月7日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後1時45分に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。調査の結果、申請番号48番については、既に資材等保管用コンテナが設置されているため、始末書付きとなっています。それ以外については、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠君）小笠原委員ご苦勞様でした。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第63号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年度第10回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時30分 —————